

## 重複レジームの中の TPP

椋島 洋美

はじめに

- 1 レジーム・コンプレックス
- 2 APEC から P4 へ
- 3 TPP へ
- 4 アジアへの介入

はじめに

2010年3月、メルボルンで開かれた1回目のTPP（環太平洋パートナーシップ）交渉会合は、2013年7月、クアラルンプールの第17回交渉会合で新たに日本を迎えて12カ国体制となった。2013年5月には中国がTPPへの参加を検討していることを表明し（Reuters May 30 2013）、9月には韓国も参加の意向を示唆している（朝日新聞 2013年9月10日朝刊）。このようにアジア太平洋諸国が次々に参加を表明する様子は、高い水準での自由化や非関税分野を含めた包括的協定の実現へ向け、地域一帯となって戮力協心で行く姿を期待させる。しかし実際の交渉内容は、伝えられているところによると、たとえば非関税障壁について何をどこまで規制し、どのような基準にそろえていくかという、国際競争の枠組み作りに向けて協力しており、あくまでも「競争のための

協力」にはかならない(梶島 2013)。そして、すでに報じられている、知的財産権の保護期間や環境基準に関する交渉の例に見られるように、競争は交渉会合の段階で始まっている(朝日新聞 2013年8月31日朝刊)。各種メディアにおいても、国家の生存や利益をかけて行われる権力行使を意味するパワー・ポリティクスを示唆する報道は数多い。しかしながら、WTOや地域主義に関するこれまでの研究において、パワー・ポリティクスのみで現実を説明するには限界があることが指摘されてきており、取引コスト、情報コスト、アイデア、アイデンティティなどによる理論的分析が試みられてきた(大矢根聡 2006)。これはTPPも同様である。報道されるように、TPPの交渉過程で自国の利益に沿うような形になるよう、しのぎを削る側面がある一方、国によっては2013年内に妥結すると自国にとって不利な状況を招く国でさえ、年内妥結を主張している。このことから、必ずしも国益のための権力行使や強制力を前提とした行動のみで説明することはできないのではなかろうか。

ところで12カ国体制のTPPは、アメリカ、カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、ブルネイ、マレーシア、シンガポール、ベトナム、オーストラリア、ニュージーランド、日本からなる。これらはWTO加盟国であり、APECの一員であり、また部分的にNAFTA、ASEANなどの多国間地域協定、ならびに二国間FTAを形成している。S.クラズナーの理解に従い、「国際関係の特定の分野における明示的あるいは暗黙的な、原理、規範、ルール、意志決定の手続きのセット」として国際レジームをとらえれば、WTOはもちろん、APEC、NAFTA、ASEAN、そしてTPPも国際レジームである(Krasner 1983)。アジア太平洋地域には、貿易と投資の自由化を含む国際経済問題を取り扱うレジームがいくつも存在しているのである。複数の国際レジームが特定の問題領域で部分的に重なり合うものの、相互のレジーム間に上下関係のない形は、レジーム・コンプレックス(Regime Complex)と呼ばれる(Raustiala & Victor 2004)。アジア太平洋地域にはTPPが立ち上げられる前から、貿易と投資の自由化をめぐる様々な取り決めや慣習が重複し、レジーム・コンプレックスの状態にあった。

レジーム・コンプレックスとは、国際的相互依存の状況が反映された結果で協調の空間であるとも言えるが、パワー・ポリティクスの現場にもなる。レジーム・コンプレックスの中で出てきた TPP が国際レジームという意味で権力行使や強制力を前提としない協調の枠組みであり、かつパワー・ポリティクスの要素を持ちあわせているということをごどのように理解すればよいのか。この論点を考えることは、とかく TPP を善か悪か、賛成か反対かと二元論的に単純化される TPP 論に厚みを持たせ、より多様な方向から考察する下地を作ることになることが期待される。TPP については、ジャーナリズムの世界だけではなく、学界でも特に経済学の分野で議論されているが、国際的な権力関係や公的意志決定を取り巻く構造へ切り込んだ論究は数少ない。本稿は、重複するレジームの中で TPP が形成される構造を考察するものである。

## 1 レジーム・コンプレックス

### (1) 重複して構築されるレジーム

国家を超える問題や国際的なアジェンダが次々と登場する今日、国際社会では多様なレジームが存在する。近年、特に環境や知的財産権の分野ではレジーム・コンプレックスが指摘され、重複するレジーム間の問題も指摘されてきた。たとえば K. ラウスティアラと D. ビクターは、レジーム・コンプレックスの中でアクターがとるフォーラム・ショッピングを指摘している。フォーラム・ショッピングとは、一定の分野において相互に若干のルールが異なる複数のレジームが存在する中で、国家などのアクターが自己の利益にそったレジーム選択をすることを言う (Raustiala & Victor 2004)。彼らは、植物遺伝資源をめぐる、重複するレジーム状況を取りあげ、ルール形態や参加国で違いのあるレジームをアクターが合理的計算の下に適宜取捨選択することと、その結果として再構成されるレジームもまた互いに影響を与える状況を指摘した。従来の研究では、レジーム・コンプレックスの中での各レジームは相互矛盾なく、階層状も

しくは入れ子状に存在することが想定されていた。しかし、実際には重複するレジーム間で階層のあるいは入れ子的な形になっていることはきわめて稀であり、レジーム間は無秩序で、そこには国家の生存や利益というリアリズムが存在することが指摘されてきている。

レジーム・コンプレックスは様々な分野で散見され、知的財産権、環境、食の安全に関わる領域では、近年特にその構造が注目されている (足立 2011)。食の安全に関する国際的な取り組みを例にあげると、1995 年、WTO が創設される際につくられた SPS 協定 (衛生植物検疫措置の適用に関する協定) のほか、1962 年、FAO および世界保健機関 (WHO) によって創出されたコーデックス委員会 (国際食品規格委員会 Codex Alimentarius Committee)、1924 年に設立された国際獣疫事務局、1951 年に設けられた国際植物防疫条約事務局がある。これらの枠組みの中で WTO・SPS 協定が他レジームよりも優位にあることについては、WTO サイドから主張される傾向がかつてあったが、EU ホルモン牛肉規制事件以降それはなくなった。むしろそれからは、WTO・SPS 協定とそれ以外のレジームとの性格、手続きの相違に注意が払われるようになってきている。WTO・SPS 協定は、不適切な貿易障害の除去を目的としているのに対して、コーデックス委員会、国際獣疫事務局、国際植物防疫条約事務局は人間を含む動植物の健康と公正な貿易のために法を調整することを目的とし、それぞれに相互の規範、ルール、決定手続きの違いがある (内記 2008)。国家はこれらのレジーム間の違いを利用してレジーム・シフティングを行ってきた。レジーム・シフティングとは、既存のレジームでは十分目的を達成できないとするアクターが、他のレジームに移動して交渉したり条約を形成したりすることを指す。これまで参加していたレジームとは異なり、レジーム間の制度的権限やメンバーの違いを利用して、自国の利益により適合するような規範を形成する行動がとられる。

フォーラム・ショッピングとレジーム・シフティングは、制度上の権限、ルールの適用、選好が自国にとって好ましいレジームに乗り換えるという点では類

似している。しかしフォーラム・ショッピングでは、国家が同一の問題を扱う別のレジームに移動し、自国にとって、ある好ましい決定にたどり着こうとするのに対し、レジーム・シフティングではルール、規範、決定手続きなどを新たに構築、もしくは再構築することによって自国の利益に沿った環境を作り出そうとする。TPP が、WTO やアジア太平洋の地域レジームに対抗する規範、ルールの形成として出てきたという見方をすれば、TPP はレジーム・シフティングとして創出されたものと見ることもできる。そこでまず、アジア太平洋地域において、どのような形でレジーム・シフティングがおこってきたか確認しておこう。

## (2) アジア太平洋地域における国際経済レジーム

1995 年、WTO が GATT に代わって設立されたものの、新たな交渉は 2003 年のドーハ・ラウンドまで待たなければならず、そのドーハ・ラウンドも妥結期限を何度も延長するなどグローバルな通商レジームには暗雲の立ちこめる日々が続いてきた。他方、アジア太平洋地域における貿易と投資の自由化を含んだ経済枠組みとして APEC があり、そこでは 2010/2020 年までの経済自由化が合意されていたが、非拘束、自主性を原則とする中でその実現可能性は危ぶまれていた。もっとも、そのような状況を打開すべく、1990 年代後半、早期に自由化を実施すべき 15 分野を特定して早急な実行が試みられたが、APEC メンバー間でのコンセンサス形成で失敗し頓挫した。

アジア太平洋というリージョナル・レベルとグローバル・レベルの双方で、国際経済レジームがうまく動かない状況が現れたことは、よりメンバーの限られた形の経済連携を促進させた。さらに 1997 年のアジア金融危機がアジア経済に焦燥感を募らせ、元来、GATT/WTO を除き通商協定全般において消極的だったアジア太平洋地域では、貿易、金融上の国家間協調の必要性の認識に拍車がかかった。貿易と投資の自由化に意欲的なシンガポールなどはもちろん、国際的に比較して最後まで二国間協定に踏み出さなかった日本、韓国、中国も、

FTA の検討、締結へと舵を進めた。そして2000年代に入って日本、韓国、中国は、アジアのみならず北米、南米、アフリカ、ヨーロッパへカウンターパートを拡大させていく。1つの国が複数の地域協定に関与し、かつその多くは二国間協定であり、さらに言えば地理的近接性を持たない国家間で合意されることも頻繁に見られるようになってきた。このようなアジア太平洋地域の90年代末から見られる状況について、P.ロイドは「新しいリージョナリズム」と説明する（Lloyd 2002）<sup>1)</sup>。

また、アジアの経済レジームという点では、ASEANを中心とする多国間協定の存在も指摘されなければならない。ASEAN諸国と日本、中国、韓国によって形成されるASEANプラス3は、アジア金融危機で地域協力の必要性が認識されたことに伴い、1997年のASEAN首脳会議に日本、韓国、中国が招待される形で始まった。その後、ASEANプラス3は首脳会議のほか、外相会議、財務相会議なども開かれてきている。特に、東アジアの通貨、金融問題を議論するための財務相会議では、1999年から毎年開催され、通貨スワップ取り決めのネットワークであるチェンマイ・イニシアティブなどが合意されてきた。2005年4月には、中国の提案によってASEANプラス3でのFTAとして東アジア自由貿易圏構想（EAFTA）の研究が始まり、2007年6月には日本のイニシアティブで、ASEANプラス6（ASEANプラス3にインド、オーストラリア、ニュージーランドを加えたもの）のFTAである東アジア包括的経済連携構想（CEPEA）について研究が開始された。

こうしてアジア太平洋地域に次第にFTAや経済連携の枠組みが重ねられていくにしたがい、ビジネス界からは様々な規則のFTAが存在することによって、いわゆるスパゲティ・ボウル現象のような、経済効率を阻害する通商体制が懸念されるようになった。APECでは、その克服のためにAPECビジネス諮問委員会（ABAC）の提案を受けてアジア太平洋地域を包括する多国間FTAとしてアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）構想が共有されるようになった。但し、将来的に実現することの合意はAPECメンバー間でされ、年次会

議で確認され続けてきているものの、2013 年末の段階で具体的な取り組みは見えていない。近年 APEC では、TPP を FTAAP 実現のための積み石として位置づけ、TPP 非加盟の APEC メンバーの了解を得るとともに APEC 地域としての自由貿易圏構想構築の意思を内外に示している。従来から、APEC は WTO による多角的自由貿易体制の維持、強化を支援することを 1 つの目的としており、域内の各経済協定もそれとの齟齬はないというのが APEC メンバーの総意である。APEC は WTO 原則の下、TPP、そして将来的には FTAAP が重複して存在することを肯定している。

### (3) なぜ重複レジームか

アジア太平洋地域の経緯を見る限り、貿易と投資に関わる複数のレジームが蓄積してきた理由は 3 つある。1 つめには、国際環境の変化が挙げられる。今日、モノ、カネ、ヒト、情報の越境性は常態化し、いわゆるグローバル・ 이슈が次々と指摘されて国際的に取り込まなければならない問題が山積するとともに、より狭い問題領域へと分節化、各論化している。アジア金融危機後にアジアでの通貨協力と投資市場環境の改善が指摘される中、ASEAN プラス 3 財務相会合の枠組みでアジア債券市場育成イニシアティブが議論され、さらには域内決済機関の商業可能性が取りざたされてきているのは、その一例と言える。一方、冷戦後の世界秩序の変化で、安全保障のパーспекティブについて従来とは異なってきていることが経験的に知られてきた。伝統的な国家安全保障の重要性は変化しないとしても、その対象にくくられない脅威が多様化し、多元化してきている。金融、経済、感染症、環境汚染はその例であろう。

2 つめには、アクターの多様化がある。危機およびそれに伴う脅威が多様化したことは、利害関係者であるアクターの多様化を進め、危機および脅威の多くが無差別的に多様なアクターに影響するようになった。W.W. ロストウの発展の段階論を前提にすれば、先進国にとっての国際問題と途上国にとっての国際問題の位相は相違する可能性も考えられるが (Rostow 1990)、今日、グロー

バル・イシューのほとんどは、先進国か、途上国か、また経済体制や国内政治システムがいかなるものかにかかわらず、広く降りかかってくる。通貨危機もPM2.5も影響を与える国を選ばない。また、問題の利害関係者は必ずしも国家政府に限られない。企業活動によって、金融危機や経済摩擦などの国際経済の不安定化、あるいは環境破壊や人権侵害を引き起こすこともあるし、逆に国家の活動によって企業活動が規制されてしまうこともしばしばある<sup>2)</sup>。そのような中で、ある特定の問題に対してコントロールしようとする（あるいはしない）ことは、国家政府や企業などの利害関係者を直接規律づけるだけでなく、その外部効果として様々なアクターに影響を及ぼすことを意味する。さらに中国やインドなどの新興国や多国籍企業が台頭する中、国際的なパワー・バランスの変化も著しく、各アクターの外交政策や国際社会に対する新興国の姿勢も変化してきている。かつて地域レベルの多国間協調には消極的だった中国が、経済発展が進む中でアジア太平洋地域への関与を積極化させていることは、中国だけではなく、関係する国々の戦略的变化にもつながっている。

3つめには、規範の多様化が挙げられる。たとえば貿易と投資の問題領域において、かつては経済障壁の撤廃という自由化の規範がもっぱら重要であった。もちろん、現在も貿易と投資の問題では自由化を一義とする点については変わらないながらも、環境、労働者の人権、知的財産権など自由化以外に考慮に入れなければならない問題も数多い。食品の取引のように、自由化、環境保護、労働者の働く環境、貧困削減など複数の分野に問題がまたがっていることもしばしばである。

国際環境の変化、アクターの多様化、規範の多様化、という状況下で、アジア太平洋地域の国家政府は地域レジームを生成し維持する判断をしてきた。但し、国際環境の変化、アクターとそれを取り巻く変化、規範の多様化というマクロな状況変化を受けた国家政府などのアクターの合理的判断の根拠については留意しなければならない。それは、たとえば2003年に胡錦濤が国家主席に就任する際、軍事競争に介入することなく経済力を中心とする国力向上に邁進

すべきと主張したように、外交指針は特定の政治リーダーの意向にかかることがあったり（国分良成 2006）、APEC など既存の枠組みで繰り返し顔を合わせ、情報交換を行う中で認識が醸成される過程が含まれたりすることもあるからだ<sup>3)</sup>。

国際レジームは、そもそも国家の利己的行動を抑制する概念として説明されてきた。アナーキーな国際社会の構造の下では、各国家は国益を追求したり、独自の行動に走ったりして対立的な関係が生じかねないが、国際レジームによって各国の行動にはブレーキがかけられる。国際レジームの存在が、国家をパワーや自己利益重視の行動ではなく、ルールに依拠する行動をとるように仕向けるのである。そうだとしたら、国際レジームが重複して存在するレジーム・コンプレックスの状態を実現すればするほど、ルールによって秩序づけられるリベラリズムの世界により近づいていくということになりそうである。しかし、リベラリズムの世界に近づくことにはならないと、数多くの研究が示してきた。E. ドRezner は、レジーム・コンプレックスの状態はむしろリアリズムの世界を導くと主張する。アナーキーな世界に国際レジームが持ち込まれると利己的行動ではなく、ルールに基づく行動が継続的にとられるようになるものの、レジーム・コンプレックスの状態ではフォーラム・ショッピングやレジーム・シフティングを行う国家が現れるようになり、再びリアリズムの世界へと帰する。フォーラム・ショッピングにしろレジーム・シフティングにしろ、国家は自己の目的にとって最良のルールを求めてレジームを再選択し、あるいは新しく創出しようとする。その過程では、力の非対称性に基づく行動が現れるという。レジーム・コンプレックスの状態が生まれると再びパワー・ポリティクスが全面に出てくることになる（Drezner 2007）。

このように国際レジームが存在すると言っても、レジームの置かれた状況やレジーム間関係によっては、ルールを前提とした行動パターンもあれば、パワーに基づいた行動パターンもある。それを本稿では、アジア太平洋の重複するレジーム構造を、ルール指向型連携とパワー指向型連携という形で類型化し

て見ていくことにしたい。もちろん、ルール指向型連携とパワー指向型連携とはあくまでも類型にすぎず、現実にはルール指向とパワー指向がともに散見されることがある。ルール指向型連携とパワー指向型連携とはあくまでルールとパワーのどちらが強く見られるかという意味である。

## 2 APEC から P4 へ

### (1) APEC での前提

アジア太平洋経済は 1980 年代以降、域内取引の割合を格段に高めたものの、決して自己完結的でなく、域外依存の現実を直視しなければならなかったところから、APEC は出発した。そして、アジア太平洋地域の中でも特に ASEAN 諸国が、大国の意向に左右され、冷戦中の草刈り場となった歴史から多国間での枠組みに対して警戒感が根強く、また多国間枠組みの中で国家や ASEAN がアイデンティティ・クライシスに陥ることを懸念して APEC を制度化させることには消極的な姿勢を示してきた<sup>4)</sup>。アジア太平洋地域の経済発展は ASEAN 諸国などの途上経済なくして実現できないことは経験的に知られており、ASEAN 諸国を確実に APEC に巻き込むために ASEAN 諸国を納得させるシステムを用意しなければなかった。結果として、APEC はオープン・リージョナリズムという概念を選択して、APEC の意志形成はコンセンサスによるものとし、そこでの合意は非拘束形で実現されるという、緩やかなレジーム形式を採用することになったのである (椛島 1999)。オープン・リージョナリズムを旗印としたおかげで APEC の揺籃期は順調な滑り出しを見せたが、一方でメンバーの行動の規律が保証されないレジームに不満を持つ勢力が次第に目立つようになっていく。合意に基づく実行が保証されないレジームを、より拘束的なものにしようという試みは、これまで 3 回なされてきた。1 回目は、1990 年代前半に提示された新太平洋共同体構想、2 回目は、1990 年代後半の早期自主的分野別自由化措置 (EVSL)、3 回目は FTAAP 構想である。1993

年に誕生したクリントン政権は、アジア太平洋地域に自由貿易圏を創出する提案を行い、シンガポール、韓国、オーストラリアの支持を受けたが、マレーシアは断固拒否、日本、中国、インドネシア、ブルネイ、フィリピンが回答を留保して実現できなかった (Bodde 1994)。2 回目の EVSL とは、15 分野について他の分野よりも早いスケジュールで自由化を実現していくという内容だった。EVSL に関しては 1997 年の APEC バンクーバー首脳会議において一定のコンセンサスを得たものの、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、香港は自由化に積極的な姿勢を見せたのに対し、日本、韓国、中国、台湾、ASEAN 諸国は抵抗した。最終的には日本が断固反対したため、EVSL は事実上失敗に終わっている (岡本 2001)。3 回目の FTAAP は APEC の領域内で自由貿易圏を形成しようとするものであり、新太平洋共同体構想が再来した印象を与えるものである。FTAAP は、ABAC が 2004 年に APEC 首脳会議に提案する形で議論が始まった。アメリカ、チリ、シンガポール、ニュージーランドが FTAAP に賛成の意向を示す一方で、中国や ASEAN 諸国からは時期尚早などと一定の留保を示してきたことから、上述のとおり現在、FTAAP 構想は慎重に取り扱われてはいる。

このようにアジア太平洋地域では、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポールが常に自由化に賛意を示し、日本、中国、ASEAN 諸国が自由化に抵抗するという構図が存在してきた。もっとも FTA などの経済連携が世界的に活発化するにつれて、アジア太平洋地域でも経済の自由化や国家間協調を推進する見方は以前より広がってきている。同時に経済自由化の方針をとる国や地域の多くは、ルールによってより拘束的な形式を採用することに賛同し、非関税障壁や為替レートの問題にも制度化を進めることに積極的になった<sup>5)</sup>。まさに、APEC メンバーの中には、1990 年代前半から 2000 年代半ばにかけて APEC をルール指向型連携の形にしていこうという試みが繰り返されたのであった。

## (2) P5

1998年11月、S.バーシェフスキーアメリカ通商代表部長官は、APECクアラルンプール会議の場で、L.スミス・ニュージーランド通商大臣にAPECの内部グループとしてP5(Pacific 5)を作ることについて提案した。P5には、アメリカとニュージーランドのほかにオーストラリア、シンガポール、チリの参加が想定されていた。前年にアジア経済を襲った金融危機に伴って、アジア太平洋地域の中には資本取引規制を新たに実施したマレーシアのように、内向きで保護主義的政策へと向かう動きが見られた。また、ASEAN内でのFTAとして動き始めていたAFTAは、金融危機で自国の経済回復に専心する国が増えたこともあり、その歩みは鈍化してきていた。P5はそのような保護主義的気運がアジアに蔓延する中での提案だった。P5想定国は総じて新自由主義を標榜していた。第二次世界大戦後、国家による積極的な産業政策や、教育、医療の制度充実などを通して国民に大きな経済パイを与えるというケインズ主義的財政政策が破綻した結果、市場原理を第一とする新自由主義を自ら採用した点でP5参加想定国は共通性を持っている。ここでいう新自由主義とは、経済への国家介入を排し、アダム・スミスの国富論的な市場競争とそれによる価格メカニズムを重視する姿勢を意味する。新自由主義的な貿易と投資をルール化し、ルール指向型連携の形にすることこそP5の狙いだった。

アメリカは周知のとおり、ニクソン・ショックと石油ショックを経験し、連邦政府の巨大な財政赤字を抱えていた1980年代初頭、レーガン共和党政権によって新自由主義へと転換が図られた。ニュージーランドは、1980年代半ばまで行われた多額の財政支出に伴う政府の経済部門への介入が疑問視され、インフレを収束させるために民営化、規制緩和、農業補助金廃止などが実施されていた(佐島2012)。オーストラリアも、第二次世界大戦後採用してきたケインズ主義的マクロ需要管理政策が1970年代の壁にぶつかって経済パフォーマンスを悪化させ、1970年代から自由化や規制緩和へ方針転換を余儀なくされていた<sup>6)</sup>。チリの新自由主義の採用はもっと早く、1973年のA.ピノチェトが

起こしたクーデター後であり、シカゴ大学で M. フリードマンの新自由主義理論に影響を受けたエコノミスト・グループが、世界で初めて民营化と自由貿易を促進させたという経緯がある<sup>7)</sup>。一方、シンガポールは P5 想定国の中で唯一、福祉国家型政策の破綻に起因して経済の自由化が進んできたわけではなかった。既に知られているように、工業化と経済発展を導く要素が国内に欠如していたために、シンガポールはマレーシアから分離独立した当初から外資の導入を積極的に進め、その過程で規制緩和と関税削減が進められた。政府と民間の棲み分けという形をとらずに、シンガポール政府があらゆる分野に関与しながら、海外からの企業誘致活発化のための政策をとった結果、新自由主義を体現する国家へと至ったのであった(岩崎 2013)。

オーストラリア、ニュージーランド、チリについては、GATT ウルグアイ・ラウンドで、農産物貿易の完全自由化を主張するケアンズ・グループのメンバーとして農業交渉で大きな影響力を発揮した経験もある。むしろ同ラウンドで農業保護政策に関し批判されていたアメリカが自ら、P5 結成を呼びかけたことに意味があった。1990 年代後半のアメリカは、経済政策、通商政策を重視し、またアジア太平洋側に注目していたクリントン大統領の二期目にあつた。クリントン政権では、日米包括経済協議に典型的に見られるような二国間協議や FTA の推進に努める動きが観察され、さらに雇用情勢が好転してアメリカ経済が回復したことによって、アメリカ国内の保護主義の勢いは弱まっていた。P5 は、そのような中でアジア太平洋地域の自由化をルール指向型連携の形でリードするグループとして構想されたものであった。

### (3) P3/P4

P5 を提案したのはアメリカだったが、通商合意に対する迅速な議会審議を保証するファスト・トラック権限が 1994 年 4 月以来、失効している状態では P5 に名を連ねることは無理との判断からアメリカは P5 参加を棄権し、オーストラリアも当時 FTA に参加することに時期尚早という方針ゆえ参加を見送っ

た。P3は結局のところ、その残った三カ国にすぎなかった。しかも当初は、チリ、ニュージーランド、シンガポールの間で3つの二国間FTAが結ばれただけにすぎず、2003年7月になって三カ国の枠組みとしての交渉がスタートした。その後2005年4月にブルネイが正式に交渉に参加してP4と称されるようになる。

P4の特徴は、ルール・ベースの結びつきをとおして対外的影響力を獲得しようとしたことにある。具体的には3つある。1つは、相補関係の構築があげられる。チリの主要産業は、鉱業、農業、農産加工業であり、銅や木材など一次産品およびその加工品を主に輸出しつつ、潜在的に各種機器や石油等のエネルギーを輸入に依存してきた。また、豊富な安い労働力を武器に、外国資本の誘地に積極的な姿勢を示している<sup>8)</sup>。ニュージーランドは、酪農製品、食肉、木材を輸出し、一次産品は輸出額の6-7割を占めている。一方、石油等のエネルギー、機械類、自動車の主として輸入されてきた<sup>9)</sup>。ブルネイは石油と天然ガスを主要産業とし、それらのエネルギーを専ら輸出して外貨を稼いでいるが、その外貨によって機械、輸送機器、工業製品、食料品を輸入して独特な通商関係を築いているという特徴がある<sup>10)</sup>。シンガポールに関しては、エレクトロニクス、バイオ、化学関連、輸送機械などの製造業、商業、金融サービス業などが盛んである。そしてシンガポールは輸出入ともに、機械、輸送機器、鉱物性燃料が取引され、その他、輸出では化学製品、輸入では製造業に必要な各種原材料が主要品目として挙げられる<sup>11)</sup>。

チリは直接投資による技術移転に期待する一方で、ニュージーランドやシンガポールはチリにおける安い労働賃金を求めて投資機会を画策し、またブルネイの原油等エネルギーに対するそれぞれの国の思惑がP4には存在した。またチリは酪農を輸出産業へと転換するための技術をニュージーランドに、漁業、ナノテク、素材産業に関する技術協力をシンガポールに求めることを算段してもいた<sup>12)</sup>。それぞれに特色のあるモノ、カネ、ヒトに対する相互の期待の中で、どのような取引ルールを展開していくかが1つの焦点であった。

2つめには、市場の確保がある。チリを除けば、一人当たりの GDP は世界でも 30 番以内に入るものの、各国の人口はチリが約 1740 万人、シンガポール約 540 万人、ニュージーランド約 440 万人、ブルネイ約 40 万人と内需に依存して経済成長するには心許ない状況にある。P4 での協調が実現できれば、P4 各国がそれぞれに締結してきた FTA や経済緊密化の協定に基づいて国家を超える市場を構築してきているので、チリをとおしてラテンアメリカ市場、ニュージーランドをとおしてオーストラリアを含むオセアニア市場、シンガポールとブルネイをとおして東南アジア市場へのアプローチは期待の範囲となる。P4 の交渉過程で、各国は経済発展の可能性としてアジア、オセアニア、ラテンアメリカという海を越えた彼方に広がる世界を見た。

3つめは P4 式自由化モデルを国際的に提示したことがあげられる。P4 の協定では、ほぼ全ての品目の関税を最長 10 年で撤廃するとしつつ、各国経済の事情を鑑み、対ニュージーランド輸出での関税即時撤廃は 80%、対チリ輸出での関税即時撤廃は 74.6%にとどめられた。さらにチリについては、乳製品、砂糖、小麦、繊維、履物などで関税撤廃の移行期間が長めに設定されていた。P4 では労働と環境の覚書も交わされ、自由化推進の過程で労働と環境の問題に配慮する規則と運用について合意された<sup>13)</sup>。また、税関手続き、衛生・植物検疫、知的財産の保護、政府調達、基準・認証などの技術規格など、非関税障壁分野の広い範囲で協調することにつき合意を得たのも P4 の特徴であろう。P4 は経済障壁を撤廃するという FTA ではあったものの、関税撤廃の範囲や期間で例外を設け、他方で広い範囲での非関税障壁を削減、撤廃することとなったのである。WTO ドーハ・ラウンドで労働と環境の問題でなかなか折り合いがつかない状況を尻目に、WTO を先取りした議論をやり、基準を設けたことで、新たな自由化モデルを提示しようとしたのであった。

P5 が提唱された段階を見ると現状への不満から来るレジーム・シフティングの様相も見られるが、P3、そして P4 が出てきた構造はパワー競争を前提とする視角からだけではうまく説明できない。経済技術の相補関係構築、市場の

確保、自由化モデルの提示は、確かに各国の利益を目論んでのものではあっても、共通のルール設定とそれに基づいて行動を規定することで、各国が利己的な行動に走るのを回避するシステムができあがっていった。P3 と P4 は、まさしくルール指向型連携だった。そして P4 が小さなグループであったにも関わらず、グループで独自の行動を規制するルールを立ち上げ、グループの外へも少なからずインパクトを与える形を作ったからこそ、後にアメリカ等を巻き込み、国際的に注目される TPP へと発展したとも言える。

チリ、ブルネイ、ニュージーランド、シンガポールといった国々は中小国に位置づけられ、大国のパワーゲームにしばしば翻弄されてきた。GATT/WTO 体制においても、とかく大国がパワー・ポリティクスを展開しようとする中で、自分たちなりの関税障壁と非関税障壁のルールを構築し、その共通ルールに沿って行動し通商関係と経済政策における予測可能性を確実にしようとした。そこにはまさしく、各国が独自に行動することを廃し、ルール・ベースの行動に落とし込むという国際レジームの原初的想定があった。P4 への展開は、まさしくルール指向型連携の典型であったと言えよう。

### 3 TPP へ

#### (1) P4 以後

2010 年 3 月、P4 のメンバーにアメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナムが加わり、8 カ国での TPP 体制がスタートした<sup>14)</sup>。その後 2010 年 10 月の第 3 回 TPP 交渉会合でマレーシアが交渉参加国として承認され、2012 年 6 月にはカナダとメキシコが全ての交渉参加国から合意を得て、同年 12 月の第 15 回交渉会合への参加が可能となった。そして、日本は 2013 年 4 月に交渉参加国の全てから合意を獲得し、同年 7 月の交渉会合から正式参加して、2013 年 9 月末段階では TPP が 12 の構成国からなっていることは既に知られているとおりである。物品市場アクセスやサービス貿易における関税削減だけでなく、

非関税分野でのルール作りが盛り込まれ、環境や労働の問題についても扱われることになっている。具体的交渉内容については非公開とされるため、判然としないところもあるが、交渉は 24 の作業部会に分かれて行われている。

関税削減は TPP 交渉の 1 つの焦点であり、関係国の国内社会やメディアの注目するところとなっている。センシティブ品目についても除外しないとされ、高い水準での自由化を目指してきた TPP は、当初、協定発効日に関税品目の 90~95% を関税ゼロにし、残りの品目も 7 年以内をめどに段階的に撤廃する予定であった。しかし、2013 年夏に明らかにされたところによると、新興国を配慮して関税撤廃までの猶予期間を 10~20 年程度まで認める方向で議論されているという<sup>15)</sup>。

P4 から TPP に発展的に拡大、深化したのは、ひとえにアメリカのイニシアティブに大きく負われるところがある。もちろん、その背景として WTO ドーハ・ラウンドの難航に加え、世界金融危機と新興国の台頭による世界的なパワー・バランスの変化があったからこそ、アメリカの呼びかけでオーストラリア、ペルー、ベトナムが即座に賛同し、2010 年 3 月からの交渉にすぐさま参加することになったと言えよう。特に、リーマン・ショックに端を発する世界金融危機はアメリカ経済を冷え込ませ、アメリカ国内で戦後最悪の失業者数を記録する一方、インドや中国の経済的躍進は、各国に外交の進め方について再考することを促すことになった。オーストラリアは、自主的に自由化を進めてきた結果、関税率はきわめて低く、2000 年代までに「自由貿易先進国」になっていた<sup>16)</sup>。幸いにもオーストラリアは世界金融危機による打撃をほとんど受けることなく<sup>17)</sup>、むしろ世界中に蔓延する経済危機が各国を内向きにさせ、それによりオーストラリアのビジネス・チャンスを失うことを懸念した。アメリカの呼びかけを受けて 2008 年以降、オーストラリア政府が TPP に関する国内での公聴の機会を設けた結果、TPP を支持するという広範な意見が集まり、超党派の議員集団が TPP への参加を後押ししたこともあって TPP 参加へと駒を進めた<sup>18)</sup>。ペルーも、1990 年代以降に進めてきた経済改革が奏功

し、非関税障壁の関税化、関税の引き下げ、税率の簡素化が相対的に先んじて進行していた<sup>19)</sup>。さらにペルー経済にとって、アメリカは輸出相手国、輸入相手国ともに 1 位を占め、また援助 (USAID) のドナーでもあり、欠くことのできない存在である。アメリカが唱導する自由化の枠組みに乗らない手はなかった。他方ベトナムは様相を異にする。国营企業や民間企業への強力な政府支援があり、関税率も比較的高かったことから、オーストラリアやペルーのように易々と高いレベルの FTA に参加することは難しい状況にあった。しかし、ASEAN 中国 FTA (ACFTA) が 2005 年に発効し、ベトナム自身 2007 年に WTO に加盟したことで、年々経済パフォーマンスを拡大させている中国やその他の新興国と互角に競争しなければならなくなっている。2005 年以降、ASEAN から中国へは主に原材料や中間財を、中国から ASEAN へは主に最終製品を輸出する貿易構造ができあがってきたものの (高橋 2012)、繊維や農産物など中国とベトナムの間で競合する物品は数多く、ベトナムは新たな通商戦略を必要とするようになっていた。

## (2) アメリカの計算

TPP は原則として例外なき関税障壁撤廃を設けたり、政府調達や紛争解決など国内改革をドラスティックに進めなければならない分野を含んでいたりするため、TPP を呼びかけたアメリカにとっても痛みを伴う枠組みである。それにも関わらずアメリカは TPP に手を出した。ブッシュ共和党政権下での支持獲得と、オバマ民主党政権による前政権との断絶、変化という 2 つの狙いがそこにはある。

2001 年以降、アフガニスタン空爆やイラク戦争を通して欧米諸国が一枚岩でないことが明らかになり、さらに世界金融危機による景気後退も著しい中、G.W.ブッシュ大統領は、最後の功績づくりを行おうとした。アメリカの FTA 締結は伝統的に安全保障との絡みで実施されており、2001 年の 9・11 テロ以降その傾向はいっそう強まって、アメリカはテロ対策として中国をはじめアジア

ア諸国との連携を主張するようになった。一方で ASEAN プラス 3 や二国間 FTA がアジアに多層的に築かれるようになり、実際の意図はとりあえずおくとしてもアメリカがアジアから疎外される構図は明らかだった。アジア経済からの疎外の構図が現れる中、中国シフトを進めるアメリカ産業界からはアジアとの自由貿易に関する強い要請があり、また、二期にわたる共和党政権の下で、父 G.H. ブッシュのやり残した課題である中南米との自由貿易圏構想も持ち越し状態となっていた。2001 年に息子ブッシュが大統領に就任して以降、自由貿易がアメリカ経済を牽引するという主張がたびたびなされてはいたが、実際に自由化を実施するとなるとアメリカ国内においても失業、知的財産権の保護、倫理的な争点に直面する。「テロとの闘い」を全面に推し進めるための国内合意に加え、自由貿易に対する国内コンセンサスを獲得することは重荷であった。ところがそのような折、アメリカ政府は TPP の前身である P4 に救いを見出すことになる。P4 は、すでにアメリカ国内での関心が高いサービス貿易、知的財産権、環境と労働の問題等が盛り込まれており、その切り口を利用しない手はなかった。ここでブッシュ大統領がアメリカのペースで自由化交渉を持って行けるよう先鞭をつければ、ブッシュ自身の功績になり、共和党の支持拡大にもつながる。P4 への参加表明は、ブッシュ政権の最終コーナーで行われた。

アメリカ経済が 100 年に一度の大不況と言われる中でのスタートになったオバマ政権は、政権発足直後の 2009 年初めに、通商政策の方向性が具体的に固まっていないとして TPP 交渉参加への無期限延期を発表した。その理由は大きく 3 つ挙げられる。1 つは、繊維産業や酪農業などを中心に国内市場の確保が困難になるなどの理由から自由化への強い反対意見があったこと、2 つめは、オバマ大統領の地盤である民主党内に保護主義的な勢力が根強く存在していたこと、そして 3 つめは、自由化といっても透明性、説明責任、環境や労働の問題、知的財産権の保護、紛争処理などを盛り込んで強制力のある通商制度にすることが国内的に要求されていたことであった。アメリカが本格的に TPP へ参加する前に準備のための時間が必要とされた。

アメリカの会計年度ごとの財政赤字額は、2007年度には1628億ドルだったのが2008年度には4584億ドルに達していた。ブッシュ政権が行った高所得者層への優遇政策の限界が明らかになり、オバマ政権は必然的に政策の変更によってアメリカの景気と財政を立て直し、アメリカ経済社会を変化させるというミッションを突きつけられていた。さらに、ブッシュ政権では経済自由化、FTA構築に積極的ではあったが、FTA締結に至った数は限定され、発行済みの協定について全てが合意どおりに実施されずに、留保されている項目もあり、オバマ大統領がブッシュ政権との違いとして「<sup>チェンジ</sup>変化」を実現させるならばそれなりの考慮を示す必要があった。

オバマ大統領が再びTPPに正式参加を表明したのは、2011年11月である。TPPへの参加の意思表示をした背景には何があったのか。結論から言えば、そこには覇権国家としての歩みを基盤に、生産と消費、規範、外交政策という3つの点でアメリカが規模の論理を極めようとする状況が指摘できる。

生産を増大する際、たくさん作れば作るほど生産物1単位当たりのコストが下がり、効率が上昇することを規模の経済という。この規模の経済が働くとき、企業は自国の市場が大きければ大きいほど製品の単価を下げることができ、輸出コストを輸出利益が上回る場合には、企業は国境を越えて海外の市場へも販路を広げようとする<sup>と説明されてきた</sup>。しかし現実には、海外の市場への販路拡大といっても国ごとの経済障壁が立ちほだかる。西側世界のリーダーとして第二次大戦後の国際秩序構築を担ってきたアメリカは、冷戦中、戦後復興から徐々に経済成長しようとする国々に譲許を与えながらアメリカ市場を開放した。日本やラテンアメリカ諸国はその典型的な例で、その過程ではアメリカは貿易赤字を増大させ、日米経済摩擦が繰り返されてきた。冷戦後も、日本や中国などアジア諸国との経済不均衡にアメリカは悩まされ、せつかく結んだFTAですら相手国の経済レベルやその他の事情によって実行が留保されることがたびたびあり、アメリカ国内でFTA項目をいかに相手国に実行させるかは喫緊の課題になっていた。また、中国のGDP成長率が2000年代前半に

10%を超えるようになり世界中が注目するようになったが、そこにはアメリカ企業を初めとする海外からの直接投資の吸引力があり、アメリカは国内産業の空洞化という現実にあらためて直面していた。

アメリカの個人消費は21世紀初頭まではGDPの約70%、世界全体のGDPの約17%を占め、世界経済を牽引してきた。それが2007年以降、食料とエネルギー価格の上昇により個人消費は伸びなやむようになり、世界金融危機が発生した2008年には個人消費は年率3%以上のマイナスを記録した(内閣府政策統括官室2009)。2008年から2009年までの間に様々なアメリカ企業が倒産したが、アメリカの土台の1つであった自動車産業の中核であったクライスラーとゼネラル・モーターズがともに2009年に連邦倒産法第11章適用を申請して経営破綻したことは全米に大きなショックを与えた。そのアメリカが景気を回復させ、財政と経常収支の数字を黒にするためには、財とサービスの生産を増加させ輸出を拡大しなければならない。そうすることがアメリカの世界的な存在力を復活させることにもつながってくる。FTAは、アメリカの生産部門の再活性化として意味を持ち、アメリカの経済厚生を拡大させる手段として位置づけられている。

次に、規範について見てみよう。現在、市場競争による経済自由化は、GATT/WTOを通して世界的に広く受け入れられ、今日では社会的正統性を有してきている<sup>20)</sup>。これは、第二次世界大戦後のアメリカが、新古典派的通商規範を国際機関や通商交渉をとおして拡大させたことが大きく影響している。自由貿易を実施する国が僅少で保護主義的通商政策をとる国が多い場合には、自由貿易実施国は他国のただ乗りにも悩むことになるが、自由貿易の規範が広がれば広がるほどただ乗りされるコストや危険性は少なくなる。ブレトン・ウッズ体制の後見人として戦後の自由で無差別の経済体制を率先して導入してきたアメリカが、各国に譲許を与えながら国際的に推進していくことは必然だった。一方で、アメリカは新しい規範の伝播にも積極的だ。1つの例として、アメリカは知的財産権の保護について先導的立場を築いてきたことがあげられ

る。プロパテントは「強いアメリカ」を目指すレーガン政権の目玉として掲げられ、WTOのTRIPS協定の策定にも貢献し、WTOなど国際機関で取り扱われていることによって知的財産権は正統性を獲得してきた。WTO加盟国の中には、公正貿易を理由に知的財産権のあり方をめぐって攻防が繰り返されているものの、知的財産権の保護という規範自体には広く受け入れられるところとなっている。但し、現在のTPP交渉の過程について報道されているところ、保護期間は著作者の死後50年ではなく70年という規範で合意を得ようとアメリカは立ち回っているという（朝日新聞 2013年8月1日朝刊）。アメリカにとってコンテンツは最大の輸出品であり、金額としては農産物や自動車を上回る。知的財産権の保護という規範だけでなく、その保護期間を70年とする新たな規範がTPP参加国から受け入れられれば、その適用範囲は広く、またそのことがグローバル・レベルの規範として発展していく可能性すらある。そしてアメリカの都合に沿った新しい規範が拡散すればするほど、アメリカは利益を拡大させていく。自由貿易や知的財産の例に見られるように、規範の分野の規模の論理にアメリカは注目しているように見える。

さらにもう1つの要素として外交政策についても確認しておかなければならない。冷戦システムの中でアメリカは西側世界に物資やカネを援助し、民主主義や人権といった価値に関して国境を越えて拡散させ、アメリカおよび西側世界の安全保障体制を供給した。冷戦終了後もその様態は基本的には変わらない。アメリカの輸出や投資を促進してアメリカを中心とする国際経済システムの構築を試みてきたことは、単に経済面での安定や発展を目的にただけではなく、自由主義的市場経済の価値を各地で共有させることによって事実上の安全保障を形成してきた（山本2006）。また、自由主義的市場経済は多国籍企業が各種NGOのトランスナショナルな活動を後押しし、それもまたアメリカ型価値に基づく安全保障の一翼となった。しかしながら一方で、国境を越える企業活動が環境汚染や貧困を引き起こし、不適切なカネの流れが核開発やテロを後押しし、資本主義や自由主義などアメリカ的価値に抵抗する諸勢力も散見されるよ

うになった。今日、世界は、テロ、著しい死亡率を引き起こす感染症、核拡散、貧困削減など国境を越えてグローバル・イシューが顕著になってきている。それらは、アメリカ国で対処することができる問題かもしれないが、初期費用は多額である。たとえば、新型インフルエンザ蔓延防止策は、1カ国に対象を限定しても、予防や感染拡大阻止など初期費用は莫大であり、対処のコストは感染防止対象国を拡大させても、それに比例して増加するわけではない。対処範囲を一国にとどめず範囲を広げれば広げるほど費用は逓減し、そこで得られる成果は増加してアメリカ自体の安全保障も拡大する。すなわちアメリカの安全保障、外交政策にも規模の論理が働く事例が出てきているのである。

#### 4 アジアへの介入

特定の問題領域で複数の国際レジームが形成されるレジーム・コンプレックスについては、近年、国家の利益と権力行使という視点から合理的に計算し、適宜レジームを選び取ったり創設したりするという議論がなされてきた。確かに国家のレジームへのアプローチを見ると、権力や強制力を前提にした行動としてパワー指向型連携も観察されるものの、必ずしもそうとは言えない連携もある。アジア太平洋地域において、APEC 中での貿易と投資の制度化に関するいくつかの試みから P5、そして P3/P4 に至る過程では、経済自由化を制度化しルールによって拘束しようとするルール指向型連携が見られてきた。しかしながら、アメリカが P4 に参加の意思を表明し、TPP と名称を変更した頃から、その枠組みはアメリカの影響を受けてパワー指向型連携へと性格を変えてきた。生産と消費、規範、外交政策のそれぞれにおいて規模の論理が追求されてきたことはその証左である。

これまでアジア諸国は、戦災国であり、旧植民地であり、途上国であり、冷戦期には西側の一員であった国もあり、アメリカによる様々な譲許が施されてきた。そのような環境の下、アメリカの産業の中にはアジアに対して割を食っ

てきたとして、例えば日米経済摩擦のような形で対立を先鋭化させてきたこともあった。オバマ政権の掲げる「公正な貿易」は、アメリカに負担を強いてきた貿易不均衡を解決し、市場競争を前提にしてアメリカ経済停滞から回復させるという意味を含んでいる。

21世紀になってもなお、アジアは他を魅了する力を持っている。アメリカを含む欧米諸国が世界金融危機によって痛手を被る中、アジアは瞬間的に景気の落ち込みを見せたものの、中国に代表されるように2009年の中国の国内総生産（GDP）は33兆5353億元、実質成長率は8.7%と驚異の回復力を示した（朝日新聞 2009年11月15日朝刊）。欧米諸国と大きな違いを見せた理由の1つに、実体的民主主義を伴わない政府主導の市場経済体制を意味する「北京コンセンサス」が指摘されることもあった。また、中国以外においても、インドネシア、マレーシア、タイ、フィリピンなど若い人口が多く、将来的に消費が伸びる見込みから引き続き期待できる投資先としての人気を集めた。アジア諸国の中にはOECDの基準で途上国として紹介される国であっても経済構造は、もはや途上国の域を脱しているとされるものもある。

P4、ASEAN プラス 3、ASEAN プラス 6 の誕生によって、一時はアジア太平洋地域の真ん中に分割線が引かれる危機が現れた。しかし、アメリカはP4を深化させ高度な貿易と投資のプラットフォームとするとともに、カナダ、ペルー、オーストラリアなどを巻き込むことで（そして中国を加えないことで）、アジアのダイナミズムを利用し、アメリカにとってより戦略的な枠組みへと再編するよう動いてきたのである。そこでは、金融サービスや知的財産権などアメリカの得意とする分野の主張が明確に反映されてきている。

経済レジームとは、これまで国際秩序維持のために一定のルールを設けて行う合理的で紳士的で冷静な協力が想定されてきた。TPPも市場経済に基づいたルールに基づいた国際協調を行う点では同じである。TPPの前身のP4がルール指向型連携だったことが現在のTPPの紳士的協調の側面に影響していると言えよう。しかしアメリカを中心とする国々が、自国にとって国際競争で有利

に働くルールを求めて駆け引きを繰り返し、そこで勝ち得たルールについて継続的、安定的に運用していくとなれば、それはパワーの構造化にほかならない。TPP は、ルール指向型連携とパワー指向型連携の2つを搭載する二段ロケットのような形になっている。TPP の準備交渉の過程において生き馬の目を抜く思いにさせるのは、TPP の二段ロケットにさらされているからかもしれない。

- 1) 新しいリージョナリズムの特徴と構造については、(梶島 2006) を見るとよい。
- 2) P.J. ペンベルは、東アジアの国境を越える結びつきを強める要因として、政府、企業、アドホックな問題志向型会議体を指摘している (Pempel 2005)。
- 3) 社会構成主義の視角による地域レジーム形成については、(Katzenstein 2005) 参照。
- 4) ここでいう制度化とは、機構面での充実を図る組織化と規則やルールの整備の双方を意味する。
- 5) たとえば、アメリカは日本の非関税障壁や中国の為替レートなど、対アジア経済不均衡問題をいかに払拭するかを政権の課題としてきた (久保 2009)。
- 6) 但し、経済政策の転換については、政権ごとに変化してきたことには留意する必要がある。詳しくは、(加藤 2011) を参照。
- 7) チリにおける新自由主義の実験は、1980 年代のラテンアメリカの債務危機で一端行き詰まりを見せたが、チリはその後も新自由主義的な政策を採用していった。また、チリにおける経験は、1980 年代にアメリカとイギリスが新自由主義へ転換を促す先例となった (Harvey 2005)。
- 8) 外務省各国情勢 データ。 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/chile/data.html#04> (2013 年 9 月 25 日確認)。
- 9) 外務省各国情勢 データ。 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nz/data.html#04> (2013 年 9 月 25 日確認)。
- 10) 外務省各国情勢 データ。 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/brunei/data.html#04> (2013 年 9 月 25 日確認)。
- 11) 外務省各国情勢 データ。 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/singapore/data.html#04> (2013 年 9 月 25 日確認)。
- 12) 「ブルネイ、シンガポール、ニュージーランドとの経済連携協定 (P4) を批准」 JETRO サンチアゴ発 2006 年 10 月 24 日付レポート
- 13) 詳しくは、(梶島 2013) 参照。

- 14) ベトナムは当初、オブザーバー資格で参加した。
- 15) 2014年秋のアメリカ中間選挙で、TPP交渉の妥結をアピールしたいオバマ政権は、2013年末までに交渉妥結するために、ベトナムなどに配慮したスケジュールへ譲歩を重ねているとされる（日本経済新聞 2013年8月26日）。
- 16) オーストラリアのTPPに対する姿勢については、(寺田 2011) を参照。 <http://business.nikkeibp.co.jp/article/opinion/20111124/224166/>（2013年9月26日確認）
- 17) 世界金融危機におけるオーストラリアの状況については、(Alexander 2013) 参照。
- 18) <http://www.dfat.gov.au/fta/tpp/>（2013年9月27日確認）
- 19) ペルー情勢レポート <http://www.ide.go.jp/Japanese/Research/Region/Latin/Radar/Peru/201305.html>（2013年9月27日確認）
- 20) もちろん自由化の規範を受け入れていることは、経済障壁撤廃の完遂を保証することを意味しない。経済障壁の削減と撤廃を一応正当として受け入れているも、国内政治の問題などから現実には数々の留保がされている場合もあることはこれまでの歴史が示すところである。

## 参考文献

- Alexander, David (2013) "How Australia Wehathered the Global Financial Crisis while Europe Failed" *The Guardian* (2013, August 28) .
- Bodde, William (1994) *View From the 19th Floor: Reflections of the First APEC Executive Director*, Singapore: Institute of Southeast Asian Studeis.
- Drezner, Erika (2007) *All Politics is Global*, New Jersey: Princeton University Press.
- Harvey, David (2005) *A Brief History of Neoliberalism*, New York: Oxford University Press.
- Katzenstein, Peter J. (2005) *A World of Regions: Asia and Europe in the American Imperium*, Ithaca: Cornell University Press.
- Krasner, Stephen. D. (1983) "Structural Causes and Regime Consequences: Regimes as Intervening Variables", In S. K. D., *International Regimes*, Cornell University Press, pp. 1-22.
- Lloyd, P. (2002) *New Regionalism and New Bilateralism in the Asia Pacific*, ISEAS Working Paper Visiting Researcher Series No. 3 (May), Singapore: Institute of Southeast Asia Studies .
- Pempel, T.J. (2005) "Introduction: Emerging Web of Regional Connectedness", In P. Pempel, *Remapping East Asia: The Construction of a Region*, Ithaca: Cornell University Press, pp. 1-28.
- Raustiala, Kal & Victor, David. G. (2004) "The Regime Complex for Plant Genetic Resources", *International Organization* , pp. 277-309.

- Rostow, W. W. (1990) *The Stage of Economic Growth: A Non-communist Manifesto*, Third Edition, Cambridge: Cambridge University Press. (木村健康ほか訳『増補・経済成長の諸段階』ダイヤモンド社、1974年)
- Wolfers, Arnold (1962) *Discord and Collaboration: Essays on International Politics*, Baltimore: Johns Hopkins University Press.
- 足立研幾 (2011) 「重複レジーム間の調整に関する一考察」『立命館国際研究』第 23 巻第 3 号、1-16 頁。
- 岡本次郎 (2001) 『APEC 早期自由化協議の政治過程 - 共有されなかったコンセンサス -』日本貿易振興会アジア経済研究所。
- 加藤雅俊 (2011) 「オーストラリア福祉レジームの変容 - 社会変容への二つの対応 -」新川敏光編『福祉レジームの収斂と分岐 - 脱商品化と脱家族化の多様性 -』ミネルヴァ書房、140-165 頁。
- 柁島洋美 (1999) 「ポスト冷戦期における国際統合理論の視点 - オープン・リージョナリズムの批判的検討 -」『政治研究』第 46 号、83-128 頁。
- 柁島洋美 (2006) 「アジア太平洋地域の「新しい」リージョナリズム」出水薫、金丸裕志、八谷まち子、柁島洋美編『先進社会の政治学 デモクラシーとガヴァナンスの地平』法律文化社、216 - 245 頁。
- 柁島洋美 (2013) 「TPP - 競争のための協力 -」『横浜国際経済法学』第 21 巻第 3 号、135-161 頁。
- 岩崎育夫 (2013) 『物語シンガポールの歴史 - エリート開発主義国家の 200 年 -』中公新書。
- 久保文明 (2009) 「オバマ政権にとってのアジア 課題・政策」久保文明編『オバマ政権のアジア戦略』、ウェッジ選書、12-51 頁。
- 国分良成 (2006) 「中国の政治外交 - 天安門事件とその後 -」『国際政治』第 145 号、1-16 頁。
- 高橋俊樹 (2012) 「ASEAN 中国 FTA (ACFTA) 運用実態と活用方法 - 企業への影響が大きいのは互恵関税率の適用 -」『季刊 国際貿易と投資 第 89 号』、54 - 73 頁。
- 寺田貴 (2011) 「“自由貿易先進国”の豪州は超党派で TPP を推進 - 中国の CEPEA シフトを歓迎 -」『日経ビジネスオンライン』2011 年 11 月 28 日。
- 内閣府政策統括官室 (2009) 『世界経済の潮流 2009 年Ⅱ - 雇用危機下の出口戦略：景気回復はいつ？ 出口はどのように？』内閣府。
- 内記香子 (2008) 「「貿易と環境」問題とレジーム間の相互作用 - WTO と国際基準設定機関の関係から -」『国際政治』第 153 号、106-121 頁。
- 山本吉宣 (2006) 『「帝国」の国際政治学 - 冷戦後の国際システムとアメリカ -』東信堂。